

平成24年7月20日
第2404号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

- 平成24年度家畜（豚）人工授精師養成講習会の実施（401・畜産振興課）……………1
- 二級建築士免許の取消し（402・建築住宅課）……………2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）4件……………2

告 示

秋田県告示第401号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、次のとおり平成24年度家畜（豚）人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則（昭和26年秋田県規則第11号）第2条第1項の規定に基づき、公示する。

平成24年7月20日

秋田県知事 佐竹敬久

1 講習の期日及び場所

- (1) 期日
平成24年8月27日（月）から同年9月20日（木）まで
- (2) 場所
由利本荘市大谷字大谷17番地1 あきた総合家畜市場

2 家畜の種類 豚

3 受講資格 家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条の規定に該当しないもの

4 受講定員 15名程度

5 受講に必要な書類

- (1) 受講願書
- (2) 履歴書

6 受講願書用紙の交付

- (1) 期間
日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ）を除き、平成24年7月20日（金）から同年8月17日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所
秋田市山王四丁目1番1号 農林水産部畜産振興課家畜衛生班
北秋田市脇神字高村岱92番地 北部家畜保健衛生所
秋田市寺内蛭根一丁目15番5号 中央家畜保健衛生所
大仙市富士見町6番55号 南部家畜保健衛生所

7 受講願書の受付

- (1) 期間
日曜日、土曜日及び休日を除き、平成24年7月20日（金）から同年8月17日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで
郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 場所
6(2)に掲げる場所

8 受講に要する経費

- (1) 額 40,000円
- (2) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。

9 講習についての問い合わせ先

農林水産部畜産振興課家畜衛生班（電話018-860-1808）

秋田県告示第402号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同法第9条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月20日

秋田県知事 佐竹敬久

1 免許の取消しをした年月日

平成24年7月5日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

佐藤 鞏一

二級建築士

第0137号

3 免許の取消しの理由

平成24年7月2日付で、相続人から二級建築士死亡の届出があった。

このことが建築士法第9条第1項第2号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月20日

秋田県知事 佐竹敬久

1 申請のあった年月日

平成24年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 地域力創生プロジェクト

3 代表者の氏名

近江屋 信廣

4 主たる事務所の所在地

秋田県大館市字観音堂554番地1 カノン1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の人間力と資源を最大限活かす事業を行い、ふる里の地域力創生に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月20日

秋田県知事 佐竹敬久

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 白神ねっと

3 代表者の氏名

菊地慶隆

4 主たる事務所の所在地

秋田県能代市元町11番7号

5 定款に記載された目的

この法人は、特定非営利活動促進法に規定する諸活動に対して、インターネット利用に関する運営、支援、研究事業を通じて行い、活動の情報化、活性化により人々の福祉に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

(1) 特定非営利活動の種類

(2) 役員の職務

(3) 残余財産の帰属

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月20日

秋田県知事 佐竹敬久

1 申請のあった年月日

平成24年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田マック

3 代表者の氏名

岡田勝利

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市桜三丁目14番10号

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田市及び秋田県全域のアルコール・薬物、その他依存症者に対して指導訓練や生活リハビリテーションを行うことによって、再び人間らしい生活を取り戻せるように支援する。

加えて、関係家族に対する相談援助事業、アルコール、薬物問題に関わる社会教育及びまちづくりの推進にも取り組み、広く住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

事業

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月20日

秋田県知事 佐竹敬久

1 申請のあった年月日

平成24年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田県子育てサポーター協会

3 代表者の氏名

松村康子

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市

5 定款に記載された目的

この法人は、未就園児の子育て支援策が手薄のためおきている児童虐待を、地域住民が支えるため、特に在宅子育て家庭（0才～3才）、仕事と子育て家庭の両立支援に重点を置き児童虐待予防のため保育サービス講習会を開催し、秋田県内各地域での子育てサポーターの人材確保と地域の子育て支援者を養成する。

さらに、最近の子育て環境の変化に対応できない現状を解消するため、各市町村の子育て支援策の問題点を各市町村で解決するようなシステムをつくり、保育士、保健師、幼稚園教師、児童民生委員等の子育て支援に携わる関係者と連携し、コーディネイトできるような人材養成のため、スキルアップ講習会を開催する。

また、修了者が各市町村で子育てコーディネーターとして活動し、子育てネットワークの構築や各地域での多様な保育サービス活動を始める事を支援する。

これらの活動により、安心、安全な子育て環境づくりの構築を目指した、児童福祉活動の発展と地域づくりの発展に寄与する。

6 定款の変更内容

(1) 役員の職務

(2) 総会の機能

(3) 総会の開催

(4) 理事会の開催

(5) 定款の変更

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月20日

秋田県知事 佐竹敬久

1 申請のあった年月日

平成24年7月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田花まるグリーン・ツーリズム推進協議会

3 代表者の氏名

藤井 けい子

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県民をはじめ、秋田県に関心を抱く人々に対して、都市農村交流及びグリーン・ツーリズム活動の推進に関する事業を行い、元気で活力のある農山漁村の創造と人間性豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 特定非営利活動の種類
- (2) 総会の権能
- (3) 定款の変更

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)